

様式第2号 特別地区内行為許可申請書(第13条関係)

(平7規則48・一部改正)

その1

特別地区内工作物の新築(改築・増築)許可申請書		年 月 日
徳島県知事 殿	住所 申請者 氏名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕		
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における工作物の新築(改築・増築)の許可を申請します。		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及び その付近の状況		
行為の施行方法	工作物の種類	
	敷地面積	平方メートル
	規模	
	主要材料	
	関連行為の概要	
行為の予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		
徳島県指令 第 号 次の条件を付して、上記のとおり許可します。 年 月 日 徳島県知事 氏 名 印 条件		
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、まつ消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 自然環境保全上の配慮
  - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記載すること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号を記載すること。
  - (4) 申請者が当該土地を使用できる権原を記載すること。  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (5) その他参考となる事項

その2

行 為 の 目 的		
特別地区内土地の形質変更許可申請書		
年 月 日		
徳島県知事 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕		
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における土地の形質の変更の許可を申請します。		
行 為 の 場 所		
行 為 地 及 び その 付 近 の 状 況		
行 為 の 施 行 方 法	変 更 す る 面 積	平方メートル
	工 事 の 方 法	
	残 土 処 理	
	関 連 行 為 の 概 要	
行 為 の 予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		
徳島県指令 第 号		
次の条件を付して、上記のとおり許可します。		
年 月 日		
徳島県知事 氏 名 印		
条件		
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。		
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項

その3

特別地区内鉱物掘採(土石採取)許可申請書		
年 月 日		
徳島県知事	殿	
住所		
申請者		
氏名		
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕		
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における鉱物の掘採(土石の採取)の許可を申請します。		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及び その付近の状況		
行為の施行方法	鉱物(土石)の種類	
	掘採(採取)の方法	
	掘採(採取)量	立方メートル
	掘採(採取)面積	平方メートル
	関連行為の概要	
行為の予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		
徳島県指令 第 号		
次の条件を付して、上記のとおり許可します。		
年 月 日		
徳島県知事 氏 名 印		
条件		
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。		
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、まつ消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原を有していること。なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号を記入すること。
  - (4) その他参考となる事項

その4

特別地区内水面埋立(干拓)許可申請書		
		年 月 日
徳島県知事	殿	
		住所
		申請者
		氏名
[ 法人にあつては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 ]		
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、 次のとおり自然環境保全地域における水面の埋立(干拓)の許可を申請します。		
行為の目的		
行為の場所		
	埋立(干拓)水面の名称	
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法	埋立(干拓)面積	平方メートル
	工事の方法	
	関連行為の概要	
行為の予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		
		徳島県指令 第 号
次の条件を付して、上記のとおり許可します。 年 月 日		
条件		徳島県知事 氏 名 印
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、まつ消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原を有すること。  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号を記入すること。
  - (4) その他参考となる事項

その5

特別地区内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書		
徳島県知事 殿		年 月 日
		住所
		申請者
		氏名
		〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり自然環境保全地域における水位(水量)に増減を及ぼさせる行為の許可を申請します。		
行為の目的		
行為の場所		河川、湖沼等の名称
行為地及びその付近の状況	自然環境	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
行為の施行方法	水位(水量)増減の原因行為	
	増減の及ぶ範囲	
	増減を及ぼす時期及び量	
	設 備	
行為の予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		
		徳島県指令 第 号
次の条件を付して、上記のとおり許可します。		
		年 月 日
		徳島県知事 氏 名 印
条件		
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。		
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、まつ消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
  - (2) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (3) その他参考となる事項

特別地区内木竹伐採許可申請書		
<p>徳島県知事 殿</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>住 所</p> <p>申請者</p> <p>氏 名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 5px 0;"> <p>〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕</p> </div>		
<p>徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における木竹の伐採の許可を申請します。</p>		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及び その付近の状況		
行為の施行方法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	平方メートル
	平均樹齢	
	伐採材積	立方メートル
	伐採材積歩合	パーセント
	伐採設備	
	関連行為の概要	
行為の予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		
<p>徳島県指令 第 号</p> <p>次の条件を付して、上記のとおり許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">徳島県知事 氏 名 印</p>		
<p>条件</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項

その7

行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 地 及 び その 付 近 の 状 況	
行 為 の 施 行 方 法	損 傷 物 の 種 別
	損 傷 物 の 数 量
	損 傷 の 方 法
	関 連 行 為 の 概 要
行 為 の 予 定 日	着 手
	完 了
備 考	
徳島県指令 第 号	
次の条件を付して、上記のとおり許可します。	
年 月 日	
徳島県知事 氏 名 印	
条件	
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。	
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として(徳島県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項

特別地区内植物の植栽（播種）許可申請書		
徳島県知事 殿	年 月 日	
住所 申請者 氏名	印	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     〔 法人にあつては、主たる事務所の所                      在地及び名称並びに代表者の氏名 〕                 </div>		
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により，次のとおり 自然環境保全地域における植物の植栽（播種）の許可を申請します。		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法	植栽（播種）する植物の種類	
	植栽（播種）面積	平方メートル
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
行為の予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		
徳島県指令 第 号		
次の条件を付して，上記のとおり許可します。 年 月 日		
徳島県知事 氏 名 印		
条件 この処分に不服があるときは，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。 また，この処分の取消しの訴えは，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に，徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項

その9

特別地区内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書	
徳島県知事 殿	年 月 日
住所 申請者 氏名	印
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     〔 法人にあつては、主たる事務所の所                      在地及び名称並びに代表者の氏名 〕                 </div>	
<p>徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり                      自然環境保全地域における動物の放出（家畜の放牧）の許可を申請します。</p>	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及び その付近の状況	
行為の施行方法	動物（家畜）の種別
	動物（家畜）の 数量（頭数）
	管 理 方 法
行為の予定日	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
備 考	
徳島県指令 第 号	
次の条件を付して、上記のとおり許可します。 年 月 日	
徳島県知事 氏 名 印	
条件 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項

その10

特別地区内汚水（廃水）の排出許可申請書		年 月 日
徳島県知事	殿	
	住 所	
	申請者	印
	氏 名	
	〔 法人にあつては、主たる事務所の所 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
<p>徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における汚水（廃水）の排出の許可を申請します。</p>		
行 為 の 目 的		
行 為 の 場 所		
行 為 地 及 び その付近の状況		
行 為 の 施 行 方 法	汚水（廃水）の種類	
	汚水（廃水）の処理施設	
	汚水（廃水）の水質	
	排水の時期及び量	
	排 出 方 法	
行 為 の 予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		
徳島県指令 第 号		
<p>次の条件を付して、上記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">徳島県知事 氏 名 印</p> <p>条件</p>		
<p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況
  - (2) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (3) その他参考となる事項

特別地区内車馬（動力船・航空機）使用（着陸）許可申請書 年 月 日	
徳島県知事	殿
	住所
	申請者 印
	住所
	〔法人にあつては、主たる事務所の所〕 〔在地及び名称並びに代表者の氏名〕
徳島県自然環境保全条例第28条第4項の規定により、次のとおり 自然環境保全地域における車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）の許可を申請し ます。	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	車馬（動力船・航空機）の種類及び数
	使用（着陸）範囲及び面積
	使用（着陸）方法，回数等
行為の予定日	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
備考	
徳島県指令 第 号	
次の条件を付して、上記のとおり許可します。 年 月 日	
徳島県知事 氏 名 印	
条件	
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

## 備考

- 1 申請文中の空白箇所には、当該保全地域の名称を記入すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。
  - (2) 申請者が当該行為に必要な土地を使用できる権原  
なお、その権原を証する書類を添えること。
  - (3) 過去に徳島県自然環境保全条例の規定による許可を受けたものにあつては、その許可の年月日及び指令番号
  - (4) その他参考となる事項